

## 鳥取市外国人介護人材定着支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市外国人介護人材定着支援金（以下「本支援金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本支援金は、市内の介護事業所が介護人材確保を目的として、学校法人鳥取学園が運営する鳥取城北日本語学校並びに株式会社スカイバードが実施する外国人留学生の地元企業へのマッチング及び日本語教育の実施をセットで提供する事業（以下「外国人育成雇用プロジェクト」という。）を活用して新たに採用した外国人職員に対して、勤続期間に応じた支援金を交付することで、介護人材の定着促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 市内に所在する、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び介護保険施設並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。
- (2) 常勤職員 次に掲げる要件を全て満たす雇用契約をいう。
  - ア 運営法人等と職員が直接締結する雇用契約であること。
  - イ 雇用期間の定めがなく、運営法人等が定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

### (支援金の種類及び金額)

第4条 本支援金の種類及び金額は、次の表に掲げるとおりとする。

支援金の種類	金額
6か月支援金	10万円
1年支援金	10万円
2年支援金	10万円
3年支援金	10万円

(交付対象者)

第5条 本支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれも満たす外国人職員とする。

- (1) 外国人育成雇用プロジェクトを活用して令和6年3月25日以降に新たに介護事業所で常勤職員として勤務する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2に規定する在留資格を有する者のうち、同法別表第1の2の表の上欄に掲げる在留資格が、次のいずれかに該当し、該当する在留資格に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる活動に従事する者
  - ア 介護
  - イ 特定技能(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の下欄第1号の区分とし、法務省令で定める特定産業分野は介護分野に限る。)
- (3) 前2号の要件をいずれも満たした日の属する月の初日から同運営法人の介護事業所に常勤職員として勤務する期間(以下「勤続期間」という。)が、次のアからエまでに掲げる支援金の種類の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める期間を超えて勤務する者
  - ア 6か月支援金 6か月
  - イ 1年支援金 12か月
  - ウ 2年支援金 24か月
  - エ 3年支援金 36か月

(勤続期間に含めない期間)

第6条 交付対象者が勤務開始日以後に次に掲げる休業をしたときは、月の出勤すべき日のうち半数以上休業をした月数は、当該交付対象者の勤続期間に算入しないものとする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業
  - (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業
  - (3) 業務又は通勤による負傷又は疾病による休業
  - (4) その他市長が勤続期間に算入することが適当でないと認める休業
- 2 交付対象者が月の出勤すべき日のうち半数以上欠勤した月数は、当該交付対象者の勤続期間に算入しないものとする。

(支援金の申請等)

- 第7条 本支援金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本支援金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本支援金の請求は、本支援金の交付決定がされた場合に、当該交付決定の日になされたものとみなす。
- 2 前項の手続は、申請する支援金の種類の区分に応じ、第5条第3号に規定する勤続期間を超えた日の属する月の翌月末までに行わなければならない。
- 3 様式第1号に添付すべき書類は、勤務証明書(様式第2号)とする。

(着手届を要しない場合)

- 第8条 本支援金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同条に規定する着手届の提出は要さないものとする。

(実績報告)

- 第9条 本支援金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要さないものとする。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。